

## 連携条件書

### 1 件名

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジット創出に向けた連携

### 2 内容

2050年カーボンゼロシティ達成に向け、港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業（以下「助成事業」といいます。）による助成金を基に区内に設置された機器がもたらした温室効果ガス排出量削減効果を、区と連携してJ-クレジットの創出につなげる。

### 3 連携期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

ただし、連携協定期間満了日の3か月前までに、区及び事業者のいずれかからの書面による改廃の申入れがないときは、連携協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とします。

### 4 連携条件

#### (1) 事業者によるプログラム型プロジェクトの提供

事業者は、区の助成事業で助成対象となるメニューに合致するプログラム型プロジェクト（以下「プロジェクト」といいます。）をすでに1件以上運営しているものとします。

なお、発行されたJ-クレジットについては現段階では売却・収益化は行わず、J-クレジットの状態のまま保管を想定します。

#### ア 対象となる区の助成メニュー及び過去の助成件数

助成メニュー	対象者	年度					
		H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
太陽光発電システム	区民	6	5	2	6	28	41
	管理組合等	0	0	0	0	0	0
	中小企業者等	1	1	3	1	1	2
家庭用燃料電池システム	区民	4	7	7	2	3	8
省エネルギー診断に基づく設備改修(LED照明)	中小企業者等	2	7	13	5	6	17
管理組合等向けLED照明	管理組合等	35	15	34	19	46	42
管理組合等向け高効率空調機器	管理組合等	-	-	-	-	2	8
事業所用高効率空調機器	中小企業者等	25	23	40	20	52	75

助成メニューの詳細は区ホームページを参照してください。

(<https://www.city.minato.tokyo.jp/chikyukankyou/joseikin/r5.html>)

なお、上記以外に対応可能なメニューがある場合は、提案に含めることができます。

イ 事業者が担当する事項

- ・プロジェクトの運営
- ・J-クレジット発行に必要なデータの管理
- ・J-クレジット制度認証委員会への申請
- ・発行されたJ-クレジットの区への配分
- ・区が担当する事項における助言

ウ 区が担当する事項

- ・助成事業の利用者に対するプロジェクトへの参加斡旋  
※令和8年度は助成事業の利用者の参加を任意とします。  
※助成事業の利用者以外への展開は検討課題とします。

エ 提案に基づき担当者を決定する事項

- ・助成事業の利用者がプロジェクトに参加する場合の受付業務
- ・プロジェクト参加者からのJ-クレジット発行に必要なデータ収集
- ・発行されたJ-クレジットの保管

(2) ゼロカーボンシティ達成に向けた助言

事業者は、脱炭素領域での先端事例や情報についての知見を有し、区の2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた包括的な助言を行うものとします。

(3) 緊急時の体制の確保

事業者は、区民又は中小企業等に関する情報を取り扱う可能性があることから、情報の取り扱いに留意するとともに、緊急事態発生時の社内連絡体制が構築されているものとします。

(4) 費用負担について

事業者の提案は、原則として区が費用負担を行わない成功報酬型とします。但し、既に参加費型で運営しているプロジェクトの提案を含む場合は、参加費型での提案を受け付けます。

ア 成功報酬型

本連携に係る取組の実施に要する経費について、区は負担しないものとします。ただし、発行されたJ-クレジットのうち提案内容に基づく一定割合を事業者が取得及び売却し、収益化することを可能とします。

イ 参加費型

本連携に係る取組の実施に要する経費について、区はプロジェクトへの参加費用（プロジェクトの規約等で定められた入会費又は年会費等）を負担するものとします。一方で、発行されたJ-クレジットの一部又は全部を事業者が取得することは不可とし、区が全量取得します。なお、選考時には、区が取得するJ-クレジット量から参加費相当量を差し引いて換算します。

## 5 成果物

J－クレジット（原則として年1回以上の発行）

## 6 連携事業者の責務等

- (1) 事業者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 事業者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、事業者の責任において適切に行うこと。
- (4) 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。協定の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 事業者は、連携の実施に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 事業者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、区と連携して適切に対応すること。
- (7) 事業者は、個人情報について、別紙1－2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。但し、「受注者」を「事業者」、「発注者」を「港区」、「契約」を「協定」読み換えるものとする。
- (8) 事業者は、連携の実施に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 事業者は、連携の実施に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 事業者は、連携の実施に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

## 7 『環境により良い自動車利用』について

- (1) 連携の実施に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

8 その他

本連携条件書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、区と事業者で協議の上決定する。

9 担当者

環境リサイクル支援部環境課地球環境係

電話：03-3578-2496

FAX：03-3578-2489